

平成 2 8 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(8 月 定 例 会 議 事 録)

平成 2 8 年 8 月 1 0 日 (水) 1 3 時 3 0 分 ~
津山市役所 2 F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数 3 4 名

出 席 委 員 (3 3 名)

1 . 日 笠 治 郎	2 . 木 下 稔	3 . 目 瀬 公 康	4 . 平 田 行 男
6 . 本 山 寛 文	7 . 大 山 正 志	8 . 松 岡 兆 人	9 . 内 藤 修
10 . 植 本 幸 男	11 . 竹 内 隆 一	12 . 只 友 良 春	13 . 光 成 美 文
15 . 福 田 信 吾	16 . 長 森 健 樹	18 . 森 本 政 孝	19 . 勝 山 修
20 . 井 家 上 淑 子	22 . 福 山 辰 成	23 . 鈴 木 幸 一 郎	25 . 太 田 裕 恭
26 . 川 崎 久 夫	27 . 内 田 増 美	28 . 赤 堀 康 弘	29 . 石 本 恵 二
30 . 南 都 芳 明	31 . 小 島 仁 太 郎	32 . 池 田 幸 正	33 . 尾 島 宏 明
34 . 山 下 英 男	35 . 神 田 圭 介	36 . 寺 元 久 郎	37 . 河 本 廣 道
38 . 溝 口 節 子			

欠 席 委 員 (1 名)

14 . 坂 本 道 治

事 務 局 (1 0 名)

坂手 局長	松岡 次長	宮野 主任	藤原 主任
元清水 主任	杉井 主事	三宅 主任	小椋 主任
池上 主任	安藤 主査		
二宮 参与			

議 事

- 議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第 3 4 号 農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 3 6 号 農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第 3 7 号 非農地証明願承認について
- 議案第 3 8 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの
判断について
- 議案第 3 9 号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 1 0 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 1 1 号 農地転用届出書の受理について
- その他

議 事 録

別 紙 の と お り

(1 3 : 3 0 ~)

事 務 局 長

失礼します。

只今から、平成28年8月の津山市農業委員会定例会を開会致します。

本日は、委員34名中33名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。

なお、9番内藤委員、36番寺元委員より遅参の連絡を、14番坂本委員から欠席の連絡をいただいております。

それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は日笠会長にお願いいたします。

日 笠 会 長

皆さんご苦労様でございます。暑い日が続いとんで、皆さんも体調には十分気を付けてもらうようお願いいたします。それから、利用状況調査も始まりますけど、熱射病にもかからんように気を付けてもらいたいと思います。

また、今日の審議が速やかに行くようによろしく願います。

それでは、議事録署名人を私の方から指名させてもらうてよろしいか。

*

日 笠 会 長

はい。

26番川崎委員さん、27番内田委員さんお願いします。

*

日 笠 会 長

はい。

よろしく願います。それでは、議案に入らせて頂きます。

議案第33号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事 務 局 (津 山)

はい、失礼します。それでは、議案第33号の説明をいたします。今回、津山地区から2件、加茂地区から2件、阿波地区から1件、久米地区から2件の計7件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

まず、津1-1についてですが、総社の76歳男性から、大田の49歳会社役員男性への、増反による所有権移転です。譲受人の世帯が耕作すべき農地は津山市内と美作市内にあるということで、美作市農業委員会に問い合わせたところ、美作市内の農地については全て効率的に利用しているとのことでした。しかしながら、津山市山方に所有している農地について調査したところ、雑草が繁茂しており、効率的に利用しているとは言えない状態に見受けられました。また、取得予定の農地のうち1269番1については、コンクリートが一部に打設されていたり、砂利が敷かれており、1301番2については、土砂が捨てられているような状況であり、農地として適正に利用されている様子でなく、これらの農地については、復旧計画書を添付するように求めましたが、未だ提出が無く、農地として適正に利用すると判断することができないものと考えます。したがって、別紙調査書に記載しておりますが、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」のうち、第1項に該当するため、許可要件を満たしているものではないと考えます。なお、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-2についてですが、小原の82歳男性から、東一宮の農業を営む72歳男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

事 務 局 (加 茂)

はい、失礼します。続きまして、加茂地区分を、議案書をもとに説明します。

加2 - 1ですが、加茂町百々の58歳の男性から加茂町百々の26歳、公務員の男性への親子間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

続きまして、加2 - 2ですが、加茂町物見の54歳の男性から、加茂町物見の51歳、会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。加茂地区からの説明は以上です。

日笠会長
事務局（阿波） はい、ありがとうございました。続いて阿波。
はい、失礼します。続きまして、阿波地区分を、議案書をもとに説明します。
阿3 - 1ですが、岡山市の76歳男性から阿波の農業を営む32歳男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。その他詳細については別紙調査書のとおりです。阿波地区分の説明は以上です。

日笠会長
事務局（久米） はい、ありがとうございました。続いて久米。
はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明をいたします。
久5 - 1は油木下の79歳男性から、同じく油木下の54歳会社員女性への贈与による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。
続きまして、久5 - 2は地方公共団体から、宮尾の農業を営む62歳男性への県道拡幅工事に伴う土地収用による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。議案第33号の説明は以上でございます。

日笠会長
大山委員 はい、ありがとうございました。
それでは、地元委員さんの説明をお願いします。
1区の大山です。津1 - 1について、説明したいと思います。この方は大田にお住まいですが、大田で農業を営まれている方ではないようです。実際は美作市に幾らかの田畑があり、これらは耕作してあるようですが、現在取得されようとする農地等については非耕起あるいは野放状態、そういったものが見受けられるので、適切ではないと思っています。以上です。

日笠会長
勝山委員 はい、ありがとうございました。
19番勝山です。津1 - 2について説明致します。事務局から説明があったとおりで、何も問題ありませんので、宜しくお願いします。

日笠会長
只友委員 はい、ありがとうございました。36番寺元です。加2 - 1ですが、事務局が言ったとおりです。宜しくお願いします。
12番只友です。同地域間の問題ですが、色々あってできない方とこれから農業やりたい方という関係です。現地も確認しております。問題ないと思います。宜しくお願いします。

日笠会長
南都委員 はい、ありがとうございました。阿波の方。
30番南都です。この方は阿波に5、6年前に阿波に移住してきた方です。通称距離が2kmとなっておりますが、この申請地近くに居宅を建設中であります。大変農業に熱心なようでございます。宜しくお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。

松岡委員 8番松岡です。これは県の土地収用に関する問題で、問題はないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次に現地調査の説明をお願いします。

森本委員 先日8日に長森委員と私と事務局とで、現地確認に行っていました。先程、事務局及び地元の農業委員さんより報告ありましたように、全部の農地を見て回ったんですけど、違反の転用があったりとか、荒らし放題の土地があるとか問題だと思しますので、宜しくお願いします。以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第33号に対して事務局並びに地元委員さん、現地調査の委員さんの説明がありました。津1-1は申請地等が荒れてどうにもならんということで、3条は適さんのじゃないか、できんのじゃないかということですが、皆さんどう思われますか。保留にさせていただいて、早急に運営委員会で現地を見て、判断したいと思うんですけど、運営委員会に任せてもらえますか、どうですか。

* 日笠会長 それでよろしい。

* 日笠会長 よろしいか。

* 日笠会長 はい。

* 日笠会長 それでは、津1-1の判断は運営委員会にて審議するというにさせていただきます。

* 日笠会長 その他の申請については承認いただけますか。

* 日笠会長 はい。

* 日笠会長 賛成の方は挙手でお願いします。

* 日笠会長 多数、挙手

* 日笠会長 はい、賛成多数という事でありありがとうございます。

事務局(津山) 議案第34号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局(津山) はい、失礼します。議案第34号の説明をいたします。今回、津山地区から4件のみです。

事務局(津山) 議案書のページは、3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

事務局(津山) 津1-1番・小田中の畑、760㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、共同住宅で、施設の概要は、軽量鉄骨造三階建て、全高10m程度の共同住宅1棟と、露天駐車場及びプレハブ平屋建て、全高4m程度の貸倉庫で、建蔽率は38%です。転用事業者は、小松市にお住いの無職の女性です。申請地を昨年相続をしましたが、市外に住んでおり、農業後継者もいない為、農地として維持していく事が困難となり、共同住宅として管理することを考え、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁と水路を設置し、雨水については、排水施設及び沈殿柵を設置し、既存水路に接続し、生活排水については、公共下水に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。原北町内会からの、排水承諾書と、借入金3,000万円を超える事からの融資証明書、倉庫部分が事前施工されていた為、地元農業委員の指導により、顛末書を添付しての申請となっています。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

事務局(津山) 続きまして、津1-2と1-3は申請人が同一の為、一括して説明します。津1-2番・紫保井の田、1,195㎡と津1-3番・紫保井の田、1,219㎡の内159㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は1-2は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.7kW程度の太陽光発電施設1施設で、1-3は1-2の太陽光発電施設工事用の通路と

しての一時転用で、期間は平成28年9月1日から12月1日までです。転用事業者は、紫保井にお住まいの団体職員の男性です。相続により農地を取得しましたが、勤めをしており、農業に従事することができず、現在も維持管理をするのに苦労しています。そのため、進入路がなく、耕作不便な申請地を太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、1-2の境界部分については、現状の法面を維持し、雨水排水については、素掘り水路を設け既存水路に流し、1-3の、境界部分については、現状のまま利用し、雨水については、素掘り水路を設置し、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などから他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

しかし、所有農地の一部に無断転用部分があり、適切な手続きをするよう指導しておりますが、未だ手続きすることなく放置されており、津山市の定めた農地転用許可に係る審査基準第1章第2の1の(1)「転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと」に該当し、許可することができないものと考えます。また、この案件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、津1-4番・神戸の田、992㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、沼にお住まいの会社役員の男性です。子どもや孫の家計の助けになる様、30年近くの間耕作していない申請地を太陽光発電施設として管理するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側と南側は現状を維持し東側と西側は水路を設け、雨水を流し、沈殿柵を介して、既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書と、隣接地所有者の排水同意書、通行同意書の提出を受けております。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などから他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

長 森 委 員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

16番長森でございます。去る8日ですか、私と森本委員並びに事務局とで今説明のあった紫保井の土地を現地調査してまいりました。申請はこのとおりでございますが、事務局の説明がありましたように、申請人の家のすぐそばに畑を持っとられますが、遊具が設置しとられまして、公園の様に一部なっているようでした。それを昨年度から、事務局が手続きをするようにと指導しているのですが、従わないということですので、現地調査の結果は問題ありと考えております。宜しく申し上げます。以上です。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第34号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、津1-2と津1-3ですが、申請人の所有農地に無断転用があり、許可が適当でないということなんですが、皆さんどねえ思われますか。保留にさせてもらってもよろしいか。

*

よろしい。

日 笠 会 長

そうしましたら、津1-2と津1-3を保留と致します。あとの案件については、賛成いただけますか。

*

はい。

日 笠 会 長

それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>多数、挙手</p> <p>はい、賛成多数という事でありありがとうございます。この件も先程の33号の件と運営委員会で見てもらって、もう1回検討したいと思いますが、運営委員会へ判断をらせていただけますか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p> <p>よろしいか。</p>
<p>* 日 笠 会 長</p>	<p>はい。</p> <p>では、そのようにさせていただきます。</p>
<p>日 笠 会 長</p>	<p>議案第35号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について上程します。事務局説明願います。</p>
<p>事務局（津山）</p>	<p>はい、失礼します。議案の説明の前に、2件取下げが出ましたので、議案からの削除をお願いします。4ページ、津1-4番、近長と5ページ、津1-8番、東一宮ですが、取下げがありましたので、削除をお願いします。</p> <p>それに伴いまして、合計欄の修正をお願いします。合計の12件を10件に、計6,348㎡を4,445㎡に、田3,712㎡を3,382㎡に、畑2,636㎡を1,063㎡に修正をお願いします。繰り返します。津1-4番と津1-8番の削除と、合計欄の件数を10件に、計を4,445㎡に、田を3,382㎡に、畑を1,063㎡に修正をお願いします。</p> <p>それでは改めまして、議案第35号の説明をいたします。今回、津山地区から7件、勝北地区から1件、久米地区から2件の計10件です。議案書のページは、4ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。</p> <p>津1-1と1-2は申請人及び転用目的が同一の為、一括して説明します。津1-1番・林田の畑、142㎡と津1-2番・林田の畑、578㎡の件についてです。</p> <p>農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は、林田町にお住いの会社役員の男性です。申請者が役員を務める会社の近隣の駐車場に、建材を置いていますが、置ける量に制限があり、早急に新たな資材置場の確保が必要となった事から、申請人が露天資材置場として造成し、会社に貸すため、転用するものです。転用にあたり、1-1の境界部分については、北側に傾斜しているため土嚢を設置し、雨水は自然浸透させ、1-2の境界部分については、既存法面の利用と、新たに排水路を設け、雨水を流し、既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、津1-3番・沼の田、224㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅で、施設の概要は、木造二階建て全高8m程度の居宅1棟で、建蔽率は30%です。転用事業者は、高野山西にお住いの会社員の男性です。現在、アパート住まいですが、子どもの成長に伴い、手狭となったため、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、南側境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設け、既存排水路に接続し、生活排水については、公共下水に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。</p> <p>続きまして、津1-5番・八出の畑、228㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高10m程度の居宅1棟で、建蔽率は2</p>

5%です。転用事業者は、隣接地にお住いの無職の女性です。現在、妻の実家の離れで生活していますが、老朽化も進んできた事から将来の事を考えて、建て替えるため、宅地部分と合わせて、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路を設置し、雨水排水については、排水施設及び沈殿柵を設置し、既存排水路に流し、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。八出町内会から、排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-6番・東一宮の田、312㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、既存施設の拡張で、建蔽率は29%です。転用事業者は、隣接地にお住いの無職の女性です。自宅敷地内に駐車スペースが無く、来客があっても停めて貰う所もないので、申請地を駐車場としても利用できるような造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存畦畔と既存ブロック塀の利用とブロック塀を新設し、雨水排水については、傾斜を設け、新設する水路に流し、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-7番・東一宮の田、330㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造二階建て全高8.5m程度の居宅1棟と露天駐車場で、建蔽率は23%です。転用事業者は、東一宮にお住いの自営業の男性です。現在、アパート住まいで、子どもの成長に伴い、手狭となったので、居宅を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、溜柵を設け、既存水路に接続させ、生活排水については、浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、津1-9番・東一宮の田、1,383㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地6区画分です。申請地は都市計画の用途地域内にあり、分譲目的の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は、北園町に本店を置く、資本金の額1,200万円の株式会社で、主な業務は不動産の売買、賃貸借です。転用にあたり、境界部分については、ブロック擁壁を設け、雨水排水については、中央部に側溝を通し、既存水路に接続させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と転用事業者の宅建業の免許証の写しの提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

はい、失礼します。それでは勝北地区の説明を致します。

勝4-1、安井の田 1,096㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周辺の状況から第2種と判断しています。転用目的は倉庫で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高6m程度の資材倉庫1棟と鉄骨造平屋建て全高6.5m程度の鉄筋等の加工場1棟及び、露天資材置場で、建蔽率は23%です。転用事業者は、隣接地にお住いの建設業の男性です。現在、奈義町および安井地内に資材を置いていますが、点在していることから不便で

あるため、自宅に隣接する当申請地にまとめるため転用するものです。なお、現在、資材を置いている奈義町滝本地内（滝本1698-1付近）および安井地内（安井230-1）については、借入地であるため転用後返却することとなっています。転用に当たり、境界については、土留め擁壁を施工し、内側に角フリュームを設置し、雨水排水については新設する水路に排水させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。安井中須賀町内会から排水承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。なお、この件につきましては、現地確認を行っております。勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局（久米）

はい、ありがとうございました。続いて久米。

はい、失礼します。続きまして、久米地区の説明をいたします。

久5-1、宮尾の田 37㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は墓地1区画です。転用事業者は、岡山市にお住まいの会社員の男性です。現在、宮尾1293番1に42㎡の墓地を所有しておりますが、岡山県による道路拡張のための用地買収にかかり、移転することが必要となったものです。面積が20㎡を超えておりますが、津山市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第2条の規定により、「公共事業の実施により墓地を移転することが必要なときあっては、当該移転しようとする墓地の面積とする」となっていることから、問題ないものと考えます

転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁により対処し、雨水については、じゃみ石を敷き自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。

中須賀町内会から、差支えない旨の意見書と、申請地への通行同意書並びに隣接する土地の一部を墓地へのスロープとして利用することから使用同意書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。

続きまして、久5-2、宮尾の畑 115㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため第2種と判断しています。転用目的は露天駐車場4区画分です。転用事業者は、宮尾にお住まいの無職の男性です。現在自宅敷地内に2台分の駐車スペースがありますが、家族の帰省時や、来客時には、駐車スペースが足りないため、県道を挟んだ東隣を、露天駐車場として造成するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存コンクリート擁壁の利用と、新たにコンクリート擁壁を設置することで対処し、雨水については、表面の土を剥ぎ取り、その上にバラスを敷きコンクリート擁壁の方へ傾斜を設け、自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。中須賀町内会から、差支えない旨の意見書の提出を受けております。立地を考え、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。また、この件につきましては、現地調査を行っております。議案第35号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

平 田 委 員

それでは、現地調査の説明をお願いします。

4番平田です。先程、事務局よりの説明ですが、問題ないと思います。審議の方、宜しくをお願いします。

日 笠 会 長
松 岡 委 員

はい、ありがとうございました。久米の説明をお願いします。

8番松岡です。久5-1と久5-2の説明をします。8月8日に河本委員、事務

局と3人で見に行きました。

久5-1の場所は久米道の駅より、東へ国道181号線を1.5km行った所に吉井川があり、北へ300m程行った所です。ここは田の状態備考欄に書いてありますように、県の拡幅工事に伴う墓地の移転でございまして、なんら問題ないと思っておりますので、ご審議宜しく申し上げます。

久5-2ですが、こちら8月8日に河本委員と事務局とで見に行きました。場所は久米道の駅より国道181号線を東に1.5km程行き、そこから南へ行った所です。ここは畑地で草が生えており、手付かず状態ですので、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議の程、宜しく申し上げます。

日笠会長 はい、ありがとうございました。議案第35号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

* ありません。

日笠会長 ありませんか。

* はい。

日笠会長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第36号農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局(津山) はい、失礼します。議案第36号の説明をいたします。今回、津山地区から1件のみです。議案書のページは、8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

津1-10番・河辺の田、1,176㎡の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域であるため、第3種と判断しています。転用目的は医院で、施設の概要は、鉄骨造平屋建て全高5m程度の医院1棟及び露天駐車場で、建蔽率は33%です。転用事業者は、横浜市にお住いの医師の男性です。申請地は、近隣に商業施設が集積しており、また通過車両も多く、多くの人にサービスを提供できると考え、医院を建築するため、転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設置し、雨水については、排水路及び沈殿槽を設け、既存水路に接続させ、生活排水については、合併浄化槽を設置するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出と、貸出人との定期借地権設定合意書の写し、転用事業者の医師免許状の写し、自己資金が3,000万円を超える事から、通帳の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。議案第36号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第36号に対して事務局の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

* ありません。

日笠会長 ありませんか。

* はい。

日笠会長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

* 多数、挙手

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第37号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方、説明をお願いします。

鈴木委員 23番鈴木です。津1-1、これは水田の畔言うんですかね。そこが頻りに崩れ

てしまうんで、備考欄にもありますが、昭和63年ごろに花を植えて花壇にしてみましたということですが。

次に津1-2。これについても農業用施設を作ってしまった所とか、他にも現地確認に行った時には、山林化になってしまってどうしようもないという感じです。

1、2共に現地確認していますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長
福 田 委 員

はい、ありがとうございました。

福田です。津1-3について、説明します。備考欄にあるとおり、もう60年頃から、家に入るための進入路として、利用されとるということで、7月13日に日笠さんと見に行きました。もう、このとおりでございます。

日 笠 会 長
長 森 委 員

はい、ありがとうございました。

16番長森でございます。津1-4についてですが、一番上でございますけど、農地に行くための進入路、道になっています。真ん中の欄ですけど、農業用倉庫ということで、この方は牛を飼っておりまして、飼料用の倉庫になっております。一番下でございますけど、もう手が付けられないほど山林化している状況でございます。

次にいきまして、津1-5でございます。同じ申請者ですけど、ここに付きましては、農機具を保管するための車庫ということですが。

いずれにしても、致し方ないものと考えます。以上です。

日 笠 会 長
池 田 委 員

はい、ありがとうございました。

32番池田です。津1-6は機械を大型化してから、道がないために、畑をちょっとあれたようです。ひとつ宜しくお願いします。

日 笠 会 長
山 下 委 員

はい、ありがとうございました。

34番山下です。加2-1ですけども、備考欄に書いてあるとおりなんで宜しくお願いします。

日 笠 会 長
川 崎 委 員

はい、ありがとうございました。

これは備考欄に書いてあるとおりで、昭和40年頃にお父さんが農地法を知らずに宅地にしてしまったようで、致し方ないと思います。

日 笠 会 長
松 岡 委 員

はい、ありがとうございました。

久5-1について説明します。これは所有者が昭和60年頃に農地法を知らず、桜の木等を植えてしまったということで、宜しくお願いします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今議案第37号に対して、筆頭者並びに現地調査の説明がありました。これに対して何かありますか。

*

ありません。

日 笠 会 長

ありませんか。

*

はい。

日 笠 会 長

はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

*

多数、挙手

日 笠 会 長

はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案第38号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。筆頭者の説明をお願いします。

大 山 委 員

1区の大山です。津1-1について説明したいと思います。場所は靛保でございまして、大規模農道沿いの土地が大部分でございます。本人は学校の先生をしておりまして、農業には一切従事していなかったということで、30数年放ったらかしにして原野化あるいは山林化になってしまっている状態でございます。

それから津1-2であります。これは川崎の■■■■さんという方でございますが、こちら数十年何もしてなかったということで、原野化しております。津1-

				<p>3につきましても、丹後山の方でありまして、これも同じようなことで、森林化或いは原野化しているのが現状でございます。</p> <p>津1 - 4につきまして、これ靛保と勝部の境のような所でございます、本人は農業を息子に任せてしまって、自分は技術者をするような方でございますから、ほとんどしていない、息子さんは土地があちらこちらにあるので、狭い場所とか、農機具が入らない所はできないというようなことで、荒れた所を放ったらかしにしておりまして、原野化・森林化になったというわけです。宜しくお願いします。</p>
日森	笠本	会委	委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>18番森本です。津1 - 5ですが、現地は高倉と綾部の間で、現地を鈴木委員と確認しましたが、農地は完全に原野化しているような状態です。もう復元できるような状態ではありませんので、宜しくお願いします。</p>
日鈴	笠木	会委	委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>23番鈴木です。津1 - 6からずっといきまして、津1 - 15までは毎月言っています綾部西の法人化に伴う調査です。今回は高倉と草加部と綾部の3つの地区がからんでいます。農業委員の各担当の3人で現地確認を行いました。内容としては、備考欄に書いてあるとおりで、復旧可能な所がないとそれぞれの土地を判断していますので、宜しくお願いします。</p>
日福	笠山	会委	委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>22番福山です。津1 - 16は先程鈴木委員さんのと同じで、綾部の方が草加部に持たれている農地で、原野化で非農地と見えています。</p> <p>津1 - 17も同じ状況です。</p> <p>それから津1 - 18ですが、これも備考欄書いてあるとおり、原野化していますので、宜しくお願いします。</p>
日福	笠田	会委	委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>津1 - 19について説明します。これは荒れ放題の土地でした。近所の人もなんとかしてほしいなということで、持主が亡くなって子どもさんが相続したということで、帰ってきました、非農地にしてもらいたいということで、このようにしています。</p>
日本	笠山	会委	委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>当地区は堂尾の美咲町と勝央町に隣接した場所でございます、道路、水路の水便利も悪く、鳥獣害の被害も酷く、放置していたら、森林化したような格好で、耕作可能な状況に戻すのはとても困難だと思いますので、宜しくお願いします。</p>
日池	笠田	会委	委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>32番池田です。これは調査の時にずっと引っかかっていたんです。この度、お姉さんが死んで、相続するついでにしたんです。見たらもう荒れて、どうしようもありません。備考欄に書いてあるとおりなんで宜しくお願いします。</p>
日勝	笠山	会委	委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>19番勝山です。津1 - 22について説明します。ここはどねえもならん状態です。宜しくお願いします。</p>
日長	笠森	会委	委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>16番長森でございます。津1 - 23でございますけど、これは山裾の畑でございます、機械も入らずかなり前から、山林化してしまっていて、どうしようもありませんので、宜しくお願いします。</p> <p>それから津1 - 24ですが、場所は太田でこの方は本気で百姓されよんですけど、ご高齢のためできないということで、すでに山林化していますので、これは致し方ないなと思っています。以上です。</p>

日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
寺 本 委 員	加2 - 1ですけど、本人耕作してなくて、先代が本気で耕作しようたんですが、そのままにして、備考欄の状態になっております。やむを得ないものとしてい
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
尾 島 委 員	33番尾島です。勝4 - 1です。場所は日本原荘南側の山でございます、現状を水田に復旧することは困難かと思しますので、宜しく願います。 続いて勝4 - 2ですけども、場所は同じ日本原荘の山の裏でございます。これも同じように昔の開墾畑でございます、現状を復旧することは困難と思しますので、宜しく願います。 それから勝4 - 3ですけども、これは塩出池の東で南側の山でございます。杉、檜等が生えておりまして、田に戻すことは困難かと思しますので、宜しく願います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。
内 藤 委 員	勝4 - 4を説明させていただきます。これは父親が作っておったんですけども、本人は自分の田んぼがよく分からんという状態で、放置をしておったということです。ぐるりは山林で、原野化になっております。備考に書いてあるとおりなんで、宜しく願います。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第38号に対して、筆頭者並びに現地調査の説明がありましたが、これに対して何かありますか。
* 日 笠 会 長	ありません。
* 日 笠 会 長	ありませんか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	はい、無い様でしたら、賛成の方は挙手で願います。
日 笠 会 長	多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 議案第39号農用地利用集積計画の承認について上程します。事務局簡単に説明願います。
事務局（津山）	はい、失礼します。それでは、議案第39号農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。 今回の利用権設定は、20ページの表にありますように、田29,761㎡、畑6,810㎡、計36,571㎡です。筆ごとの権利の内訳は、21ページの各筆明細に記載してありますように、津山地区6件、加茂地区2件、久米地区5件の計13件です。 以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第39号の説明は以上です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。今議案第39号に対して事務局が説明しましたが、承認いただけますか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	よろしいか。
* 日 笠 会 長	はい。
* 日 笠 会 長	はい、賛成の方は挙手で願います。
日 笠 会 長	多数、挙手
日 笠 会 長	はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。
事務局（津山）	はい、失礼します。それでは、報告第10号について説明します。議案書のペー

ジは22ページから23ページです。今回は、相続によるものが4件25筆となっております。

1-1、1-2については、一部無断転用とみられる農地がありましたので、適正な手続きをとるよう通知しております。

その他詳細は議案書のとおりです。報告第10号の説明は以上です。

続いて、報告第11号農地転用届出書の受理について説明して下さい。

はい、失礼します。報告第11号の説明を致します。議案書のページで申しますと、24ページです。今回は、転用届1件です。

1-1は、申請地でブドウを作られており、農機具庫、及びハウスのためのプロパンガス庫を設置するというものです。報告第11号の説明は以上です。

はい、ありがとうございました。

これで議案は終わりましたが、皆さんの方から何かありませんか。

はい。

平田さん。

4番平田です。去年から懸案になっておりました安井の山の畑ですが、先般耕作者の■■■■さんから自作の証明ということで、そばと麦の出荷証明書をいただきました。それで復旧できたと報告させていただきます。

他にありませんか。

ありません。

ありませんか。

はい。

無い様でしたら、事務局の方からお願いします。

私より来年度に津山市農業委員会が委嘱することとなる農地利用最適化推進委員についてお諮りさせていただきたいと思っております。

先日、定例会の議案と一緒に送らせていただきました津山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則(案)の方をご覧ください。

なお、申し訳ございませんが、この度お配りさせていただいております案については、語句等について国から示された定型的なものをベースに書かせていただいております。今後変わっていくものです。ひとまず現在の進捗具合をお知らせするためにお配りしているもので、まだまだ未完成でありますので、この推進委員についての説明の後一旦すべて回収させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、内容の方にまいりますが、本日は一番重要な点である第3条の推進委員の担当区域及び担当区域ごとの定数についてご意見を伺いたいと思っております。

ご存じのとおり、農業委員は、議会の同意を得て市長が任命することとなっておりますが、農地利用最適化推進委員については、担当区域を定めて募集し、募集に応じたものを農業委員会で審議し、会長が委嘱することとなっております。

先日から皆様にご意見を伺った結果としまして、お手元の案では、従来の8区をそのまま新たな推進委員の担当区域にしてはどうかと、挙げさせていただいております。なお、横に数も入れてはありますが、あくまでも参考程度に記載しているものですので、この数字にとらわれることなく、実際の活動を基にお考えいただきますようお願いいたします。

本日は、案の中で挙げております、担当区域及び各担当区域に必要な人数について皆様に再度ご検討いただきたいと思いますと思っております。

多ければ多いほど活動は楽になるかとは思いますが、その分、取りまとめや連絡調整が難しくなってくるのが想定されます。

日 笠 会 長
事 務 局 (津 山)

日 笠 会 長

平 田 委 員

日 笠 会 長

平 田 委 員

日 笠 会 長

*

日 笠 会 長

*

日 笠 会 長

事 務 局 次 長

各地区でまとまりやすく動きやすい人数をご提案いただけたらと思いますので、ご検討をお願いします。

日 笠 会 長 はい、今事務局が説明しましたが、今まで皆さんでやってもらっていた8区というのはめがずにこのままやってもらいたいと思うんですが、どねえでしょうか。地区別の区域、これを崩してやり替えよう言うたら、とても難しいと思うんじゃ。承認いただけますか。

*
日 笠 会 長 はい。

日 笠 会 長 はい。では、これで承認いただいたら、次は地区ごとに委員さん方寄ってもらって、推進委員の人数を何人がええいうのを案として相談してもらえたらと思うんじゃ。各地区の委員さんで10分間程度でもらうて、うちの地区は推進委員が何人がやりええいうのを出して下さい。これで決まりではないです。案を決めてもらって、市長に出して、段階で承認もらうんで。

*
各担当地区別に分かれて協議

日 笠 会 長 それでは1区から、人数案と理由を教えてください。

大 山 委 員 現在委員が2人おまして、その前は3人でやっとなんです。1人増えると以前に戻りますので、3人が適当と考えます。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。ほんなら2区の方。

鈴 木 委 員 2区は神庭地区、滝尾地区を今1人で見ているので、1人増やして1地区に1人ずつしてほしいです。

日 笠 会 長 増員じゃな。そして、3区はわしん所じゃな。ほんなら、福田さん。

福 田 委 員 3地区あるので、3人です。

日 笠 会 長 はい。4区の方。

目 瀬 委 員 旧村単位で3人。

日 笠 会 長 5区の方。

長 森 委 員 3人です。理由は現行通りの3人で行こうと思います。ちょっとしんどいんですけど。改めて割ると難しいので、とりあえず現行で行こうと思います。

日 笠 会 長 ありがとうございます。6区の方。

山 下 委 員 6区は5地区ありますので、5人をお願いしたいと思います。

日 笠 会 長 はい、分かりました。7区の方。

赤 堀 委 員 はい。これには5人ですけど、委員は6人おますので、6人をお願いします。1人の理由はJA勝英から出てらっしゃいますので、それが理由です。

日 笠 会 長 じゃあ、8区の方。

太 田 委 員 8区は6人をお願いします。理由は旧久米町の時代から、旧村が6つあって、2人ずつで委員をしていました。合併してからは旧村に1人ずつということで今まできたんで、それを継いで。

日 笠 会 長 はい。ありがとうございます。もう1回言いますけど、この人数は決定ではありませんけん。

事 務 局 次 長 ありがとうございます。もう1度人数の方を言わせてもらいます。1区が3人、2区が6人、3区が3人、4区が3人、5区が3人、6区が5人、7区が6人、8区が6人ということで、お伺いしております。このいただきましたご意見を最大限活かせるよう今後案について検討しまして、以前からお伝えしていますように、出来る限りパブリックコメント等も実施した上で、最終案を作成していくことと致します。宜しくをお願いします。先程、言いましたように、お配りしている資料等は回収させていただきますので、宜しくをお願いします。

*
《 資料の回収 》

事 務 局 次 長 回収にご協力いただきましてありがとうございました。今回回収できなかった委

員さんにおかれましては、後日本庁や支所に持ってきてもらえたらと思います。

それでは、次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の9月の定例委員会ですが、9月12日月曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の9月の定例委員会ですが、9月12日月曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。それに伴います現地調査ですが、9月8日木曜日午前9時30分より各地区で行っていただきたいと思えます。各地区の担当委員さんを申し上げます。

津山地区につきましては、20番井家上委員さん、22番福山委員さん、23番鈴木委員さんをお願い致します。

加茂・阿波地区につきましては、11番竹内委員さん、12番只友委員さん、30番南都委員さんをお願い致します。

勝北地区につきましては、27番内田委員さん、28番赤堀委員さん、33番尾島委員さんをお願い致します。

久米地区につきましては、10番植本委員さん、13番光成委員さん、25番太田委員さんをお願い致します。

次回の定例会の日程等についての事務局からの連絡は、以上でございます。

それでは、これもちまして8月の定例委員会を閉会と致します。ご苦勞様でした。

お疲れ様でした。

木下会長代理

*

(14:55 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

署名委員 (印)
